

第97号 令和6年1月1日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都文京区後楽2丁目3番28号

K.I.S 飯田橋2階

TEL & FAX 03-5805-0250



年頭所感

消費者庁 表示対策課長
高居 良平

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

衛生検査所業公正取引協議会の会員の皆様におかれましては、日頃から、公正競争規約の適正な運用に御尽力いただくとともに、消費者庁の消費者行政に対する御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。貴協議会は昭和59年に設立され、今年、設立40周年の節目の年を迎えられたと認識しております。このような長きにわたり公正競争規約の厳正な運用を通じて、衛生検査所業における取引適正化に努めていただいておりますことに、改めて敬意を表します。

景品表示法について、昨年、大きな動きが2点ありましたので、御紹介いたします。

1点目は、景品表示法の改正です。改正法は、事業者の自主的な取組を促す「確約手続」や、繰り返し違反行為を行う事業者に対する「課徴金の割り増し算定率」の導入等を主な内容としており、今年の秋までに施行の見込みとなっています。

2点目は、いわゆるステルスマーケティング告示の制定です。広告であるにもかかわらず広告であることを明示しない表示を禁止す

るものであり、昨年3月28日に景品表示法第5条第3号に基づく告示として新たに指定し、昨年10月1日から施行されています。このように、景品表示法を取り巻く状況に大きな変化が生じる時期でありますので、消費者庁としましては、ますます公正取引協議会の皆様との連携を密にしていくことが重要であると認識しています。

消費者庁は、本年も不当な表示及び過大な景品類の提供行為に対して、景品表示法の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めていく所存です。衛生検査所業公正取引協議会におかれましては、引き続き、消費者庁における消費者行政に対する御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、公正競争規約の運用等を通じて業界の取引適正化を推進していただくことを強く期待しております。

最後になりますが、衛生検査所業に携わる皆様の今後のますますの御活躍と御健勝を祈念して、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭所感

規約の完全遵守は信頼の礎

衛生検査所業公正取引協議会
会長 久川 芳三



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、恭しく新年を迎えられたことと拝察いたします。

昨年5月に新型コロナウイルスがインフルエンザ同様の「5類」に引き下げられ、停滞していた社会活動もやっと改善されたところです。

会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策での国の要請に即応し、PCR検査の実施体制を迅速に拡充されたことに改めて敬意を表す次第です。

コロナ禍での活躍は多くの国民に認識され、衛生検査所の重要性和信頼を高めました。今後も健康社会の担い手としての期待に沿うよう、引き続きお願い申し上げます。

昨年来よりの電気料金・燃料費・製造加工品等々の価格の上昇で、衛生検査所は引き続き大きな影響を受けておりますが、アフターコロナで経済活動が戻ったことにより様々な業界での求人が増えた結果、人員不足も問題となっております。

これらの全てが経費に直結することであり、会員の皆様のご心配を拝察いたします。

今年は診療報酬改定の年であり、その中身によって衛生検査所は直接影響を受けます。

少しでも実情を反映した改定になるようお願い申し上げます。

かような状況の中でも、会員の皆様におかれましては、日本の良質な医療に貢献する矜持を持ち、検体検査の有用性・重要性を意識し、健康増進と疾病予防にご尽力いただいておりますが、社会的責任の大きい当業界でありますので引き続き公正競争規約を遵守した営業活動を行ってください。

衛生検査所業公正競争規約は、公正な衛生検査市場を構築し、衛生検査所業界を健全に発展させるための営業活動基準として定められています。

お陰様で、会員の皆様の近年の規約遵守活動により、大きな成果が目に見える形で表れてきております。

更に規約の完全遵守を達成するために、会員の皆様とともに、規約設定当時の原点に立ち返り、公取協の合言葉でもある、規約違反を「しない」「させない」「許さない」、「皆で守る公正競争規約」を心に、衛生検査所業の公正な競争・商慣習を確立し、社会に貢献し業界を発展させる決意を新たにしております。

医療の一翼を担う衛生検査所が、コンプライアンスにおいて社会的責任を果たすためにも公正競争規約が完全に守られることが重要です。会員各位の一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

規約遵守状況調査（定期調査）

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき実施されるもので、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為について情報提供を求めるものです。提供された情報については、運営委員会に諮って具体的な事実関係の調査を行うか否かを決め、事実関係の調査を行った結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになります。

今回の調査では、規約に違反する疑いのある情報提供は9件ありました。

① 調査票の発送	令和5年9月1日（9月29日締め切り）
② 調査対象	全国の会員93社（75社から回答）
⑤ 調査の結果	情報提供9件

運営委員会に諮った結果、会員の被疑行為2件について、該当地区の調査委員が事実確認調査を行うことになります。会員の皆様は調査委員の調査にご協力ください。

公正取引協議会研修会（独占禁止法・公正競争規約）実施

去年は、令和5年度の研修会を北海道地区協議会（11月2日 受講者39名）・東北地区協議会（11月10日 受講者83名）・中国地区協議会（11月10日 受講者97名）・関東甲信越地区協議会（11月16日 受講者106名）で行いました。

営業の方々には大きくかわりがあり、必要不可欠な知識でもあります独占禁止法や公正競争規約についての解説をしますので、本年開催予定の地区協議会所属の会員会社営業職の方は、是非受講いただければと存じます。

また、会員専用ホームページの「研修会動画」でもオンデマンド配信していますので、ご覧ください。



中国地区協議会（於 福山ニューキャッスルホテル）



一口メモ

告示と規約の関係

御存知のとおり、衛生検査所業については、その景品類の提供を制限する告示が定められています。告示は、景品表示法を根拠とした法的根拠のあるもので、すべての事業者に適用されます。これに対し、業界の自主ルールである公正競争規約は、規約に参加する事業者のみが適用されます。しかし、告示で定める提供できる景品類の範囲（「正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲」）の判断においては、公正競争規約や施行規則、また運用基準といった協議会が定めるルールが参酌されることになります。このため、告示と規約は相互に補完し合う関係にあり、また、告示があることによって、アウトサイダーに対する景品規制が可能となり、規約の効果をより発揮できることになります。

このように、提供できる景品類の範囲を告示と規約で制限することで、不当な利益供与（過大な景品類）による顧客（医療機関）の誘引を防止し、これにより迅速で精度の高い検体検査データの提供という、品質本来の競争に特化できることになります。

現在、この特定の業種を対象とした景品類の制限告示があるのは、我々衛生検査所業を含む医療関係業、雑誌業、新聞業及び不動産業の4業種のみ（いずれも公正競争規約を設定）となっています。今後も、この告示と規約を大事にしたいものです。

Q&A

Q 医療機関より、病理組織検査を委託するためのホルマリン入り組織片容器を要望されましたが、検体保存搬送用なので無償提供しても規約には抵触しないでしょうか。

また、組織片容器（ホルマリンなし・透明容器）とホルマリンを別々に届けた場合はどうでしょうか。

A ホルマリンは、毒物・劇物取締法に規定する劇物に該当することから、取扱いには専任の毒物劇物取扱責任者を設置し、その出し入れ在庫の管理を行うことが義務付けられています。これを遵守するためには相応の経費が必要であることに加え、ホルマリン入りの組織片容器を無償提供可能な容器にした場合、ホルマリンの取扱いがルーズになるおそれも想定されることから、無償提供可能容器から除外させています。

組織片容器（ホルマリンなし・透明プラスチック）は施行規則の別表記載のとおり規約上無償提供は可能ですが、ホルマリンを別に取り扱う場合には上記毒物・劇物取締法に抵触しないよう十分注意してください。

尚、ホルマリンは医療機関が購入すべき経済的価値のある物品になりますので、無償提供は出来ません。

◆ 公正取引協議会のホームページ ◆

<http://www.kensa-koutorikyo.org>



当協議会ホームページの

会員のみなさま Members 内 研修会動画 Movie の

ご案内

最新は、令和5年度関東甲信越地区協議会研修会ライブ（令和5年11月16日）を収載しています。今後も公正競争規約や独占禁止法等の動画を順次アップしてまいりますので、ぜひご覧ください。

ウェブ版 Q&A 営業活動時や取引先での対応に、是非ご活用ください。

従来冊子で発行していましたが公正競争規約に関するQ&Aを、この度ウェブ版Q&Aとしてリリースしました。公取協や公正競争規約に関する解説はもとより、規約違反になる事例や規約違反の対象になる具体的な容器類などを分かりやすく示しています。

ウェブ版 Q&A は、衛生検査所業公正取引協議会ホームページの「会員のみなさま」サイトの「Q&A」で閲覧できます。また、スマートフォンからも同様に閲覧できますので、右記2次元バーコードを読み取ってサイトにお入りください。「会員のみなさま」は会員以外の方の閲覧制限をしていますので、入力する「ユーザー名」「パスワード」は貴社登録の規約運用責任者にご確認ください。



編集後記

昨年は、新型コロナウイルス感染症の流行も収束に向かっていくことを踏まえて、新年早々に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、5月8日をもってインフルエンザ相当の「5類」に引き下げると発表され、規制・制限の緩和で普通の生活に戻れると皆ホッとしました。

そのあとのWBCで侍ジャパンが3大会ぶりの世界一を成し遂げた時は日本国中が歓喜に沸き、若者を中心として街に人が練り出しても過密状態が容認され、長かった自粛生活の反動でフライング気味に世の中の活気が訪れました。夏以降、円安も相まって観光地はインバウンドの旅行者で大混雑し、コロナ禍の静寂が懐かしく思うぐらいですが、今後の経済活性に希望が持てます。

これは、会員の皆様が昼夜を問わずPCR検査に対応して、新型コロナウイルスの封じ込めに貢献された結果です。

3年半の繁忙が落ち着きました、「祭りの後の静けさ」のたとは違いかもかもしれませんが、元の活動に戻った今こそ、世間に重要性を認知された衛生検査業界の信頼をさらに高める機会と認識して、公正競争規約の完全遵守に向けて会員の皆様と力を合わせる一年にして参りたいと思います。（あ）